

## 長期入院生徒に対する学習支援に係る実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、病気やけがで長期入院をしている県立高等学校に在籍する生徒（以下、「当該生徒」という。）に学ぶ機会を与えるために実施する学習支援に関し必要な事項を定めるものとする。

### (内容)

第2条 校長は、当該生徒の入院する病院又は入院に伴う自宅療養期間における当該生徒の自宅（以下、「病院等」という。）へ、教科・科目等に係る学習支援を行う者（以下、「学習支援員」という。）を派遣する。なお、学習支援を行う教科・科目等については、校長が当該生徒及び保護者と相談のうえ定めるものとする。

2 前項の学習支援員には、当該生徒の在籍校の教諭又は新たに任用する県立学校非常勤職員設置要綱第1条に規定する非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）を充てることとする。

3 学習支援員として在籍校の教諭を派遣することにより、教育の円滑な実施に支障を来す場合は、必要な時間数に限り非常勤講師を任用することができるものとする。

### (条件)

第3条 学習支援員は次の各号のいずれにも該当する場合に派遣する。

(1) 病気やけがにより、当該生徒に2か月以上の入院が見込まれること。

なお、その後の自宅療養や、入退院を繰り返す場合の自宅療養（合計入院日数が2か月以上になる見込みの場合）も含むものとする。

(2) 当該生徒及び保護者が病院等における学習支援を希望していること。

(3) 校長が病院等における学習支援の必要性を認めること。

(4) 学習支援を行う体制が病院等に整備され、主治医が学習支援を了承していること。

### (学習支援手続き)

第4条 学習支援員の派遣を希望する当該生徒及びその保護者は、「学習支援願」（様式1）により在籍校の校長に願い出なければならない。

2 校長は、前項の「学習支援願」の提出を受け、学習支援の必要性を認めた場合は、「学習支援申請書」（以下「申請書」という。）（様式2）を、県教育委員会へ提出するものとする。

3 県教育委員会は、前項により提出された申請書の内容が適切であるかどうかを審査し、適切であると認める場合は学習支援の実施を承認するものとし、「学習支援承諾書」（様式3）により校長へ通知する。

(支援する日、時間等)

第5条 学習支援員が支援する日は、1日につき2時間、週3日、週6時間を上限として、校長が当該生徒、保護者及び主治医と相談のうえ定めるものとする。

(支援期間)

第6条 学習支援を行う期間は、県教育委員会の承認後、退院など当該生徒の状況の変化等により、学習支援を必要としなくなる日までとする。

2 学習支援を終了する際は、校長は「学習支援終了届」(様式4)を県教育委員会へ提出する。

3 学習支援期間中は、校長は当該生徒、保護者及び主治医等と密に連絡をとり、当該生徒の状況を把握しながら学習支援にあたるものとする。

(単位認定)

第7条 学習支援は、原則として、当該生徒が学習支援を受けた科目の単位を修得することを目指して実施する。

2 校長は、学習支援を行った科目について、学習支援を行った期間の前後の学習状況等と合わせて総合的に判断し、単位認定を行うことができるものとする。

3 当該生徒が休学中である場合は、当該期間内の学習支援を単位認定に結びつけることはできない。

(その他)

第8条 第2条第2項及び第3項により任用した非常勤講師の報酬及び通勤手当相当額は、県立学校等の非常勤職員に対する報酬支給要綱及び非常勤講師等通勤手当相当額支給要領による。

附則

この要綱は、平成27年1月16日から施行する。

この要綱は、平成28年2月5日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。